

## 3章 中世1

### 問題

#### 【1】

#### 解説

#### 【着眼点】

中世における商品流通の発達について、データや史料をもとにして考察させる、東大日本史らしい問題である。Aは、各地の年貢品目は表に示されているとおりで、それを答えるだけでは論述にならない。設問が求める「地域的特色」まで踏み込んで考えよう。Bは現物納から代銭納への変化を問う。代銭納の言葉は出てきて当然として、その仕組みをきちんと説明できただろうか。

Cは難問である。「大量の商品が発生した理由」を考えるためには、そもそも「商品」とは何かを考えなければならない。『新明解国語辞典』によれば、「商品」とは「売るために作られた品物」である。では、生産者が、生産物を自分たちが使うためではなく、売るために作るのはなぜか？ 貨幣が必要だからである。こう考えていけば、この設問が貨幣需要の高まりについて問うていることに気づくだろう。地方における市の発達と、京都における全国市場の成立を踏まえて考えよう。

#### 【知識の整理】

##### ●農業の多様化

11世紀半ばに藤原明衡が著した『新猿楽記』には、有力農民（大名田堵）である田中豊益が米以外にも麦・大豆・蕎麦などの栽培をして多角的な経営を行っていた様子が描かれている。平安末期から鎌倉時代になると、地域ごとに特色のある作物が作られ、農業の多様化が進んだ。

イネはもともと熱帯性の多年性植物であり（栽培用に一年性として改良された）、気候の温暖な九州地方を中心とする西日本が稲作に適していた。鎌倉後期には品種改良などによって早い時期の収穫も可能となり、麦を裏作とする二毛作が行われるようになる。麦は非課税とされたため(1)の表には年貢品目として計上されていないが、九州地方・畿内では米が年貢の中心であったことが読み取れる。

一方で、関東地方では米以外の産品が年貢として納められていた（我々は、年貢＝米という固定観念を見直す必要があるのかもしれない）。とくに注目したいのが、絹と麻である。養蚕の歴史は古代の初めまでさかのぼる。朝廷は朝鮮半島からの亡命者を開発のため東国（関東地方）に送り込み、新たな税の特産物（調）とすべく絹の生産を促した。ここから、関東地方は日本有数の養蚕地帯となっていたのである。また、麻は比較的寒冷の地でも栽培が可能なおことから、関東地方に加え北陸地方でも栽培が盛んであった。室町時代に朝鮮から木綿が伝わり、江戸時代に庶民の衣服として定着すると必要度は多少減少したが、通気性の良い夏の衣料原料として現在でも好まれている。

畿内に目をうつすと、荏胡麻の栽培が発達して京都の寺社の油の需要に応えた。荏胡麻から

採れる油は食用・灯明用・塗料用など幅広い用途に用いられた。中世において最も油を消費したのは、灯明用の灯油を必要とした京都の大寺社である。そこで、大寺社は平安末期の頃から京周辺の畿内で支配下の寄人・神人などに荏胡麻の栽培を行わせるようになった。石清水八幡宮に荏胡麻油を貢納していた大山崎の神人らは、やがて独立した経営主体（座）となっていき、室町時代には諸税の免除や独占販売権など様々な特権が認められて他の商人を排除していった。なお、荏胡麻油は空気中で酸化して固まる乾性油であり、近世になると不乾性油の菜種油にとって代わられた。

### ●代銭納と定期市の成立

史料(2)は、「年貢代銭」とあるように、鎌倉時代後期に代銭納が行われていたことを示す。荘官（地頭）は、荘民から徴収した年貢物を銭に替え、京都・奈良の荘園領主に送るようになったのである。

ところで、年貢物を換金するには市場で売買しなければならない。そこで利用されたのが、荘園の中心地や交通の要地、寺社の門前など各地で開かれるようになった定期市である。鎌倉時代後期には月に3度開かれたので三斎市と呼ばれた。応仁の乱後には月に6度の六斎市が普及した。

13世紀後半の元寇と前後して、鎌倉時代後期になると、刈敷・草木灰などの肥料の使用や鉄製農具・牛馬を利用した農耕が行われるようになった。西日本で二毛作が普及し始めるのもこの頃である。こうした農業の集約化・多角化の進展による生産力の向上と平行して、鋳物師・紺屋などの手工業者が農村に住み着いたり各地を回ったりしながら独立して生産を行うようになった。農作物に余剰が生まれたため、手工業生産だけで生計を立てることが可能となったのである。

ここに市場が成立する条件がそろそろ。農民は手工業製品を求め、手工業者は農作物を求める。三斎市はこうして発生したのである。そして、荘官（地頭）はこれを利用して年貢物を換金した。三斎市が成立したからこそ代銭納が可能となったのである。しかし、これはまた逆もいえるであろう。すなわち、年貢を銭に替える必要性から三斎市の発達が促されたということである。室町時代には、荘民が年貢を納入する際（惣が一括して請け負う地下請の形がとられた）にも銭で納めるようになる。貨幣需要の高まり、年貢の代銭納、定期市の発生、これらは三位一体のものである。そして、Cで問われる「商品」の発生にも関連していく。

### ●貨幣が必要とされる時代へ

私たちが貨幣を用いるのは、商品を購入するためである。だとすれば、社会的に幅広く貨幣が用いられるようになるには、生産力が向上して、モノが市場にあふれていなければならない。スーパーやコンビニに行っても、商品が棚に陳列されていなければ、貨幣を用いることはできないであろう。

古代はまだ生産力が高まっておらず、貨幣を必要としない状態であったと考えられる。古代における貨幣使用の状況について、教科書は「京・畿内を中心とした地域の外では、稲や布などの物品による交易が広く行われていた」（『詳説日本史』）と説明するが、それもそのはずである。都では官人への給与や労賃の支払いに貨幣を必要としたが（というよりも、そのために

朝廷は皇朝十二銭を発行していたとも考えられる)、地方の班田農民は自給自足を原則とした。そして、本当に不足するものだけを、米や布を銭の代わりに用いて購入する。代米・代布である。それゆえ、米や布が流通していたとしても、それは「商品」として流通していたわけではなかった。

しかし、平安末期以降、とりわけ鎌倉時代後期には、前述のように農業生産力の向上と手工業生産の発達に伴って市場が成立し、米や布の代用では事足りない状況が生じた。そこに日宋貿易によって中国銭が大量に輸入されれば、いきおい用いられるようになる。当初は流行する疫病を「銭の病」と呼ぶなど銭を忌避する風潮が見られ、朝廷も銭貨の使用を停止する命令を出すなどしたが、貨幣需要の高まりを抑えることはできない。貨幣経済は社会に広く浸透していった。

市場で生産物を購入するためには、貨幣を持っている必要がある。貨幣を手に入れるためには、農作物なり手工業製品なりを売るために作り、市場に供給しなければならない。ここで、「商品」が何であったのかを思い出そう。【着眼点】で指摘したとおり、「売るために作られた品物」が「商品」であった。生産物は、各地で開かれるようになった市において「商品」となったのである。

### ●消費地としての京都

ところで、市場は需要と供給のバランスによって成り立つ。需要を超えて供給された商品は、売れ残るのみである。各地で開かれた市には、おのずから需要に限界がある。生産地で消費しきれない生産物は、さらに大きな市場を求めて流通することになる。中世において、全国各地の生産物を消費する役割を果たした都市が、京都であった。

中世経済の基盤にあったのが荘園制である。各地の荘園から徴収された年貢や公事が、荘園領主である公家・寺社が居住する京都に集まる。各地から送られてきた産物は、七条市・三条市など鴨川沿いに新たに開かれた市で取引された。また、年貢の銭納化に伴い、為替による手形決済など遠隔地取引も活発化した。このようにして、各地の市と結ばれる形で京都に中央市場が成立した。そして、史料(3)の記録に見られるように、全国から集まる産物が「大量の商品」となったのである。

### 【解答のポイント】

A（ただ表の内容を答えるのではなく、「地域的特色」も考えたい）

九州地方＝米←温暖な気候で稲作（二毛作・三毛作）が発達

畿内地方＝油←荳胡麻を初めとする商品作物の栽培が盛んに

関東地方＝絹・麻←養蚕・畑地に適した気候

B（代銭納の仕組みについて説明しておくことCの解答につながる）

現物で納められた年貢を現地に開かれた市で換金

→荘官（地頭）は京都の本所（荘園領主）に銭で納める

C（商品＝貨幣で取引されるもの、ということの意味を考える）

地方では市の発達を通じて貨幣需要が高まる

→大消費地として京都が発達

→各地の産品が京都に集積し、取引されるようになる

※但し、Bで市に触れていない場合、年貢が地方の市で取引されることから書く必要がある。

しかしそれは数的に厳しく、やはりBで代銭納の仕組みの説明を済ませておくのが懸命だろう。

### 解答例

A 気候が温暖な九州は米が中心で、畿内ではそれに荳胡麻から生産される油が加わり、養蚕や畑地に適した関東は絹や麻が多かった。

(60字)

B 年貢を現地の市で換金し、本所に銭で納める代銭納に変化した。

(30字)

C 地方でも市を通じて貨幣需要が高まるとともに、京都が一大消費地として成立したことで、各地から産品が集まり取引された。

(58字)

## 【2】

### 解説

#### 【着眼点】

近年の一橋大日本史では、第1問は古代からも出題される。その意味で、古代～近世の法制史は十分に出題が予想されたテーマであった。問1は律令制下の土地・人民支配制度の特徴と変質について。公地公民制から負名体制への転換に関する体系的な理解が問われる。問2は『御成敗式目』の特徴を律令と対比する形で説明する問題。式目制定の目的や採用された基準を考えれば、全国統治システムの法体系としての律令との違いが明確になるはずだ。問3は分国法における新しい紛争処理方式について。喧嘩両成敗の語は出てきたと思うが、その意味はきちんと理解していただろうか。問4は禁中並公家諸法度の目的と天皇・朝廷に与えられた役割を問う。既存の勢力・組織を利用して統制する幕藩体制の特質を押さえて答えよう。

#### 【知識の整理】

##### ●公地公民制から負名体制へ

律令国家は、公地公民を原則とする土地・人民の支配システムを築き上げた。戸籍・計帳を作成して公民および奴婢を掌握し、6歳以上の男女に一定額の口分田を班給する。そして、正丁（成年男性）に人頭税の形で庸・調を課して主財源とするとともに、労役・兵役など中央集権体制を下支えする役割をさせたのである。

しかし、こうした個別人身支配を維持するのは困難を極める。実際、8世紀の段階から班田農民の浮浪・逃亡が後を絶たず、加えて人口の増加によって口分田が不足し、班田制は後退し始めた。9世紀に入ると課役を逃れるため偽籍が横行する一方、有力農民（富豪の輩）は院宮王臣家と結びついて私営田を経営するなど力をつけた。こうして、班田が30年・50年と行われない地域も増えるなど公地公民の原則は根幹から揺らぎ、合わせて税収も悪化した。

10世紀初め、醍醐天皇は延喜の荘園整理令を発して土地私有を禁じ、班田の励行をはかるなど再建策を講じたが効果はなく、かえって個別人身支配と人頭税を中心とする律令税制の限界が明らかになった。そこで、10世紀半ばには国司に一定額の税徴収を請け負わせる方針に転換した。いわゆる国司の徴税請負人化である。地方支配を一任された国司は、国内の土地を名と呼ばれる徴税単位に区分し、有力農民（田堵）にその耕作を請け負わせて官物や臨時雑役の負担を課した。こうして、負名体制と呼ばれる土地を基礎に課税する支配体制へと移行したのである。

この転換を中央集権体制の放棄と捉えることもできる。そもそも、律令国家が公地公民を原則に土地・人民をがんじがらめに支配しようとしたのは、唐や新羅という軍事的脅威が存在したからである。しかし、唐の衰退により平安初期には東アジア情勢の緊張は緩和されていた。ならば、無理をして個別人民支配を維持する必要はない。コストもかかる。そこで、国司に地方支配を任せてしまうことにしたのである。なお、支配体制の転換以降を、律令国家と区別して王朝国家と呼ぶ。

##### ●武家法としての『御成敗式目』

律令とは、律＝刑法と令＝行政法による国家運営のための法体系である。古代律令国家は、

必要に応じて格式による修正を加えつつ、唐に倣った全国統治のシステムを完成させた。しかし、院政期になると、荘園を基盤とする公家（権門）、各地で勢力を拡大する武家、王権の守護を担う寺社と権力の分化が進み、各権力がそれぞれの勢力範囲内で独自の法体系を構築するようになる（こうした中で、従来の法や慣習にとられない上皇の存在が求められたともいえる）。

鎌倉幕府も、承久の乱後に地頭の支配権拡大とともに所領紛争が増加する中で、成文法を制定する必要に迫られていた。『御成敗式目』は、源頼朝以来の先例と武家社会の道理（慣習）を集成した武家法の根本法典であり、朝廷では律令の系統を継ぐ公家法が、荘園では本所法が通用した。3代執権北条泰時が六波羅探題で弟の北条重時に式目制定の趣旨を説明した書簡にも、「（この式目は）武家の人へのはからひのためばかりに候。これによりて京都の御沙汰、律令のおきて聊もあらたまるべきにあらず候也」と述べられていて、朝廷・公家への配慮がうかがわれる。しかし、幕府の勢力拡大とともに式目の適用範囲も広がっていった。

### ●戦国大名の分国法

戦国大名は領国の一元的支配を確立するために分国法を制定し、権力のよりどころを明確にした。分国法は、『御成敗式目』以来の幕府法・守護法を継承して、武家社会の道理を集大成したものであると同時に、国人一揆における取り決めを吸収した法も見られる。後者の代表的な事例が喧嘩両成敗法である。

国人らは守護の領国支配に抵抗して一揆を形成するに当たって盟約を結び、一味同心であることを確認した。一揆の決定事項は個別的な事情に優先する。それゆえ、一揆の参加者が私闘によって紛争を解決することは禁じられ、喧嘩口論は理由の如何を問わず双方が罰せられることになった。

戦国大名はこの喧嘩両成敗法を国人一揆から取り上げ、分国法の中に組み込んだ。それは、第一に国人の自治権の否定を、第二に戦国大名の裁判権の確立を意味する。つまり、今後は戦国大名である俺様がすべてを決定するから、家臣となったお前らは私闘で決着をつけてはいけない、ということである。領国内の一元的な支配者としての存在を如実に示したのが、喧嘩両成敗法の分国法への吸収だったのである。

### ●徳川幕府と朝廷

徳川幕府は、天皇や朝廷が権力を振るったり他の大名が利用したりしないよう、政治的発言力を奪って京都に封じ込める方針をとった。その統制の基準となったのが、1615（元和元）年に制定された禁中並公家諸法度である。第1条で天皇を学問に専念すべき存在と規定し、三公摂関の任用や官位の授与・改元などに幕府が介入していく立場を示した。実際には、京都所司代を置いて監視させるとともに、公家から武家伝奏を2名任命して幕府の指示を朝廷に伝えている。

さて、このように幕府は天皇・朝廷を統制する一方で、その伝統的な権威を利用しようと試みた。そもそも、将軍は征夷大将軍として朝廷から任官され、全国の支配権を認められた存在である（それは武家が天皇を超えられないことも意味する）。そこで、応仁の乱後に中絶していた伊勢例幣使を再興するなど、経済的な援助を行った。一方で、徳川家康に対する東照大権

現の神号勅許を得て、朝廷に日光例幣使を派遣させている。こうして、幕府は天皇や朝廷に將軍の權威を支える役割を与えたのである。

加えて、天皇・朝廷の權威を利用したいのであれば、良好な關係を保っておく必要がある。2代將軍徳川秀忠は1620（元和6）年、娘の和子（東福門院）を後水尾天皇に入内させた。2人の子（娘）は紫衣事件を受けて後水尾天皇が讓位した、奈良時代の称徳天皇以来の女帝となる明正天皇である。また、当初は1万石であった禁裏御料は、和子入内に際して1万石、5代將軍徳川綱吉の代にさらに1万石が追加されて3万石とされた。侍講新井白石による閑院宮家の創設も、融和策の一環と位置付けられる。

### 【解答のポイント】

問1

律令制＝公地公民の原則（口分田の班給，成年男性に対する人頭税）

↓

9世紀＝個別人身支配の崩壊（浮浪・逃亡・偽籍，有力農民の活動）

↓

10世紀＝負名体制への移行（国司が田堵に名田を請け負わせる）

問2

律令＝唐を模倣，刑法・行政法の集成，国家運営全般にわたる規定

『御成敗式目』＝裁判基準の明確化，先例・道理を基準，御家人社会にのみ適用

問3

喧嘩両成敗法＝家臣に私闘による紛争の解決を禁じる

→戦国大名は裁判権を確立

問4

目的＝天皇・朝廷の政治的発言力を抑える（官位授与・改元などへの介入）

役割＝伝統的權威を將軍の權威高揚に利用（儀礼の整備）

**解答例**

問1 律令制下では公地公民を原則に戸籍・計帳を作成して公民に口分田を班給し、成年男性を中心に人頭税を課した。しかし9世紀には班田農民の浮浪・逃亡や偽籍が相次ぐ一方、有力農民が私営田経営を行って院宮王臣家に寄進するなど、個別人身支配が困難になった。そこで10世紀には、地方支配を一任された国司が名田を単位に区分した土地を田堵に請作させる負名体制に移行した。

問2 律令が唐に倣った全国統治を行うための刑法・行政法の集成であるのに対し、『御成敗式目』は裁判基準を明確にするため源頼朝以来の先例と武家社会の道理を採用して制定され、適用範囲も御家人社会に限られた。

問3 喧嘩両成敗法を規定し家臣の私闘による紛争の自力解決を否定することで、戦国大名は裁判権を確立した。

問4 幕府は天皇や朝廷の政治的発言力を抑えるため官位の授与や改元に介入する一方、儀礼の整備などを通じてその伝統的権威を将軍の権威高揚に利用しようとした。

(399字)



## 添削課題

### 解説

#### 【着眼点】

Aでは「鎌倉時代における摂家将軍・皇族将軍の地位と北条氏・反北条氏勢力双方との関係」が問われている。源氏将軍が3代で絶えた後、都から下向した摂家将軍や皇族将軍は「将軍」という名目的な存在のみで実権はなかった、ということが教科書的な知識である。ところが「反北条氏勢力」と「摂家・皇族将軍」との関係は教科書ではあまり触れられていない。これをリード文から読み取り、答案に加味していくとよい。

Bでは「得宗が幕府の制度的な頂点である将軍になれなかった（あるいは、ならなかった）理由を、「日本中世の身分意識と関連づけながら」説明することが求められている。設問には「あるいは、ならなかった」の部分が（ ）でくくられているので、ここは基本的に考慮する必要はない。いずれにせよ、得宗が将軍になれなかった理由などは教科書にはまったく触れられていない事柄なので、リード文を参考にまとめていくしか手はないだろう。

#### 【知識の整理】

##### ● 摂家将軍誕生の背景からその廃止まで

源実朝が暗殺されて、将軍の正統が断絶したことは、幕府に大きな動揺をもたらした。実朝の死（1219〈承久元〉年1月）の翌2月には、源頼朝の異母弟阿野全成の子、時元が駿河に挙兵し、宣旨を賜って東国を管領しようとの企てがあった。これは直ちに鎮圧されたが、阿野時元のごとく将軍職の後継者たらしめる源氏一族の策動を封じるため、北条義時は、2月13日、二階堂行光を上洛させて、後鳥羽上皇の皇子、六条宮雅成親王・冷泉宮頼仁親王のいずれかを将軍に奉戴せんことを奏請した。しかし頼朝没後の幕府に内紛が相次いだことや、実朝暗殺事件で源氏将軍の正統が断絶したことなどから、遠からず幕府が崩壊することを期待した院は、幕府の希望する両宮のうちいずれかを下向させるが、直ちには行わぬ旨を二階堂行光に回答し、次いで3月8日に院使内蔵頭藤原忠綱を鎌倉に下して実朝の死去を弔問する一方、摂津国長江・倉橋両荘地頭の改補を幕府に求めた。これは、同荘の領家である院の寵妃伊賀局亀菊が、地頭がその命を用いないことを院に訴え出たためであるが、院はこれによって幕府の態度の強弱を打診したのであった。

北条義時は院の申し入れに対して即答を避け、頼朝の関東草創以来の元老・宿将を北条政子の邸宅に招集して協議した結果、院の地頭更迭要求を拒否することに決し、3月15日、弟の北条時房に1000騎の兵をつけて上洛させ、頼朝の時に勲功の賞として補任した地頭職はよほどの罪科なくしては改易しないという幕府の根本方針を示して院の申し入れを拒否した。時房は一方、皇族将軍の東下を要請してやまなかったが、後鳥羽上皇も断固としてこれを許さず、こうして皇族将軍の東下と地頭罷免とをめぐる院と幕府との交渉は、まったく解決の途を失った。幕府としては、速やかに将軍の後継者を決定して御家人の統制をはかり、幕府の秩序を安定させる必要があったから、行き詰まった皇族将軍推戴案を撤回し、新たに三浦義村の発議で、左大臣九条道家が頼朝の妹の外孫に当たり源氏と血縁のあることを理由として、その子を鎌倉の主を迎えることに定め、在京の時房に命じて院に請わしめた。院はこれにも難色を示して別

案を提示したが、幕府は譲らず、結局、道家の子で当時わずか2歳であった三寅<sup>みとら</sup>（後の九条頼経）が選ばれて6月初めに勅許が下り、7月19日に鎌倉に到着した。

こうして幕府は名目上の主を得たので、即日政所始の儀式をあげたが、わずか2歳の幼少では將軍宣下もまだ行われず、頼朝未亡人の北条政子が三寅に代って政治を聴き、將軍家のことを奉行することとなった弟の北条義時の補佐を得て、源氏の正統が途絶えた後の幕府を支えていった。このため政子は、後世「尼將軍」と呼ばれたのである。

承久の乱に勝利した後、執権に就任した北条泰時は、1225（嘉禄元）年に大江広元や北条政子などの幕府創業以来の宿老たちがことごとくこの世を去ったため、幕府内での主導権を確立した。しかし、伊豆の小豪族の出自にすぎない北条氏が將軍に代位し得ない以上、これまでの幕府の政治形態である將軍独裁制のような独裁制によって、北条氏が武士たちを統率することは不可能であった。そのために泰時は、広く御家人層の支持の上に幕政を運営すべく、有力御家人11人による重要政務決定機関としての評定衆を設置し、公平な裁判を行う基準として、1232（貞永元）年に『御成敗式目』を制定した。

一方、鎌倉の主として迎えられた三寅は、1225（嘉禄元）年には8歳に達したので元服して頼経と称し、翌年征夷大將軍となるとともに、1230（寛喜2）年に源頼家の娘竹御所を室に迎えて源氏との関係を一層緊密にし、御家人との間の主従関係を固めようとした。このような中で名越光時<sup>なごみつとき</sup>を中心に有力御家人が頼経の下に結集して隠然たる反北条氏勢力を形成したため、時の執権北条経時<sup>つねとき</sup>は1244（寛元2）年、將軍頼経を廃して、代わりに当時6歳であった頼経の子頼嗣<sup>よりつぐ</sup>を元服させて將軍の位に就け、翌年には娘の檜皮姫をその室に入れて、將軍家と執権北条氏との関係を密にし、幕府内における執権北条氏の立場を固めようとした。しかし、將軍職を退いた後も頼経は依然鎌倉に留まり、前將軍でありまた現將軍の父であることから大殿と呼ばれて敬われ、反北条氏結集の旗頭となっていた。そこで経時の後を継いだ執権北条時頼は、機先を制して、反北条氏の中心で執権の地位をねらう名越光時を伊豆に流し、与党の後藤基綱・藤原為佐・千葉秀胤・三善康持を評定衆から除くとともに、頼経を京都に送還して、執権を脅かす禍根を断ち切ったのであった。この名越光時の事件をきっかけとして、今度は北条氏と幕府の最有力御家人である三浦氏とが次第に対立するようになり、幕府の政局はやがて新しい局面を迎えることになる。

## ●皇族將軍の実現

宝治合戦（1247年）によって三浦氏が滅び、執権北条氏の権勢が鎌倉中を覆って、前將軍頼経に連なる一派は完全に一掃された。そこで彼らの執権に対する不満はますます募り、1251（建長3）年には再びその一派による幕府転覆の陰謀が企てられ、これは在京の頼経につながるものであった。そこで幕府は、これを機に將軍頼嗣を廃して九条家と絶縁し、1252（建長4）年2月、皇族を將軍に迎え入れようとして引付衆二階堂行方・武藤景頼を上洛させて、この旨を朝廷に申し入れた。皇族將軍の奉戴<sup>むねたか</sup>は承久の乱以来の幕府の多年の懸案であった。幕府の要請に応じて朝廷では後嵯峨上皇の皇子宗尊親王を関東に下すこととし、それと入れ替わりに前將軍頼嗣は京都に送還された。こうして幕府待望の皇族將軍が実現した。幕府は宗尊親王の待遇に気を配り、和歌・蹴鞠・管弦・書および弓馬などの技芸に通じた者を選任して將軍の相手をさせるなど、奉仕に努めた。

しかし、執権北条氏にとっては、皇族将軍の場合も摂家将軍同様、在職期間が長くなって御家人との関係が緊密化することは、自己の地位保全の観点から好ましいことではなく、これを極度に警戒した。宗尊親王は在職15年で京都に送還され、次の惟康親王はわずか3歳で将軍に立てられ、これも在職20年で送還された。その次の久明親王も在職20年で送還され、今度はその子守邦親王が3歳で将軍に擁立された。

このように執権北条氏は、その地位保全のために、これを脅かすようになった将軍を便宜更迭したのであって、将軍そのものを排斥したのではないが、将軍の地位がまったく執権の自由になったところに執権北条氏の権力の確立が見られ、将軍がまったく名目のみの存在であったことを知ることができる。また、そのことによって、将軍権力の代行者としての執権職の本来の意義が減退し、北条氏の権力が執権という地位を離れて存在し得る、得宗専制が成立し得る状況が作り出された、と見ることができる。

### ●中世の身分意識について

律令制においては、天皇を頂点として、貴族の身分は位階によって表されていた。そして、官位相当の制によって、上位の位階の者は上級の官職に就くことになっており、またこれは蔭位の制によって事実上世襲され、こうして家柄（家格）というものが形成されるようになった。中世においては、すでにこの家柄（家格）というものが固定化しており、そのため北条氏は、リード文での護良親王の発言にもあるように、国司にも劣る「伊豆の在庁官人」の出自であるのだから、皇族出身者か上級貴族である「貴種」が就くべき「征夷大將軍」の位には就けるはずもなかったのである。

しかしこのことが、逆に北条氏にとっては幸いした。天皇直属の臣下としての征夷大將軍に就けなかったことで、武家政権として鎌倉幕府を運営するにあたり、公家政権の干渉を排除することができたからである。とくに承久の乱後は、執権政治の確立によって北条氏が幕府内での権力基盤を固めたことと、朝廷の権威失墜によって、北条氏は、乱後の処置として、上皇を流罪にしたり天皇を廃位にしたりするなど、まさに下剋上ともいえるべき思い切った措置を講じることができたのである。この措置は元弘の変においても同じであり、そのため護良親王は積年の恨みともいえるべき発言をしたのであろう。

ところが、建武の新政において後醍醐天皇は、こともあろうに自らがこの身分意識に完全に逆行する政策をとったのである。公家政権の中核ともいえるべき摂政・関白の廃止、本所領（莊園）を無視した恩賞地給与、さらには楠木正成・名和長年なわながとしら家柄の低い武士の登用などである。これらの政策は、武家のみならず公家の反発をも招くことになり、新政を短期間で崩壊させる原因となった。この点は、天皇直臣の北畠親房の批判するところともなったのである。

## 【解答のポイント】

A ここで必要とされるリード文は(1)～(4)である。

(1)源氏将軍の外戚として、北条氏が幕府の実権を握る。

(2)源氏将軍が途絶えた後は、京都から「貴種」である摂関家から将軍を迎えた。

幼少の将軍⇒権威は持つが実権はない名目だけの存在。

名目だけの存在にすぎない摂家将軍も在職期間が長くなると、次第に権力を持つようになり、将軍との主従関係を軸に結集したい御家人たちが将軍の周りに集まる。

↓

将軍→反北条氏勢力結集の中心に

↓

北条氏、摂家将軍を京都へ送還するとともに、有力御家人の排斥を行う。

(4)摂家将軍廃止後、皇族将軍を迎えるも、在職期間が長くなると、再び将軍が反北条氏勢力結集の中心に⇒北条氏、幕府内の実権を保持するために頻繁に将軍を更迭。

これらを下線部を中心にまとめるとよい。

B リード文(5)から、北条氏は「伊豆の在庁官人の子孫」という低い家柄であったため、将軍になれなかったことが読み取れる。これだけでは不十分なので、

①中世には既に家格がある程度固定化しており、家柄によって就き得る官職がほぼ決まっていた。

②征夷大將軍は令外官ではあるが、「貴種」でなければその地位には就けなかった。

という2点を加味する。

また将軍にならなかった理由を加えるとすれば、将軍という天皇の臣下の位を戴くことによって、天皇の命令に従う義務が発生し、武家政権としての独自性が発揮できないことを嫌ったためと考えられる。

## 解答例

A 将軍権力の代行者たる北条氏が実権を掌握し続けるためには、将軍は名目的だが必要不可欠な存在であった。一方で将軍は御家人との主従関係の根幹であったので、反北条氏勢力結集の核になった。

(90字)

B 中世には家格とそれに伴う官職がほぼ固定化し、将軍は「貴種」たるものが条件とされたので、伊豆の在庁官人の子孫という低い家柄の北条氏では将軍になれなかった。また将軍という天皇の直臣にならなかったことで北条氏は武家政権として独自性を発揮できた。

(120字)